

看護小規模多機能型居宅介護事業所
ナーシングホームすずらん

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人友仁会が設置する看護小規模多機能型居宅介護ナーシングホームすずらん(以下「事業所」という。)において実施する、指定看護小規模多機能型居宅介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に必要な、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、介護支援専門員、看護師、介護職員等(以下「従業者」という。)が連携し、要介護状態の利用者が、住み慣れた地域や居宅で、その人らしい日常生活が送れるよう、適切且つ質の高い看護・介護サービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の提供にあたっては、厚生労働省が定める「地域密着型サービスの指定基準・総則」に則り、事業の「基本方針及び人員・設備・運営に関する基準」(以下「方針・基準」という。)に規定する内容を踏まえて行う。
- 2 要介護状態となった利用者が、可能な限り住み慣れた地域・居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の特性を踏まえた通いサービスを中心として、利用者の様態や介護者の希望等により、随時訪問や泊まりサービスを効果的に組み合わせながら、家庭的な環境と地域住民との交流の下、食事・排泄・入浴等の介護ならびに日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。
 - 3 利用者の要介護状態の維持・軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的な日常生活が送れるよう支援する。
 - 4 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に沿ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 事業の実施にあたっては、行政・保健医療サービス事業者及び福祉介護サービス事業者・地域包括支援センターならびに地域住民等との連携に努めるものとする。
 - 6 前5項のほか、方針・基準に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業の運営)

- 第3条 事業の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わない。
- 2 事業所の従業者による管理の下、事業所内における事業提供の一部に限り、地域ボランティアや地域の元気高齢者の活動を受け入れ、地域包括ケアの一翼を担うものとする。

(事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
- (1) 名称 看護小規模多機能型居宅介護ナーシングホームすずらん
 - (2) 所在地 滋賀県彦根市高宮町1368-7

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。
- (1) 管理者 1名(常勤・兼務職員)
管理者は、従業者の管理、事業の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理

を一元的に行うとともに、従業者に対して、第2条の各条項を遵守させるために必要な指揮命令を行う。又、行政ならびに他の専門機関等との連絡・調整を行う。

(2) 介護支援専門員 1名(常勤・専従職員)

介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう、他の従業者と綿密に相談・連携を行った上で、第9条のサービス計画及び第10条の介護計画を作成するとともに、事業における業務全般について協働する。

(3) 看護職員 3名以上(常勤・兼務職員)

常勤の看護師は、主治医の指示に基づき適切な看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整ならびに第10条の介護計画に沿った看護サービスの実施状況を把握し、介護計画及び第11条のサービス報告に関し、他の従業者への指導・助言等必要な管理を行うと共に、利用者の健康状態を把握し、主治医や協力医療機関との連携を行う。

(4) 介護職員 4名以上(常勤・非常勤)

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な介護及び身の回りのお世話、支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 365日

(2) 営業時間 訪問サービス 24時間
通いサービス(基本時間) 8時から18時まで
宿泊サービス(基本時間) 17時から翌9時まで

(登録定員ならびに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員)

第7条 事業所の登録定員は25名とする。

2 事業所の通いサービスの利用定員は15名とする。

3 事業所の宿泊サービスの利用定員は5名とする。

(看護小規模多機能型居宅介護の業務内容)

第8条 事業の業務内容は、次に掲げるものの内、利用者の特性に合わせて必要と認められるサービスを行う。

(1) サービス計画の作成(第9条)

(2) 介護計画の作成(第10条)

(3) 通いサービス

利用者を事業所に通わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事・排泄・入浴等の介護ならびに日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。サービスの提供にあたっては、可能な限り利用者と従業者が共同で行うように努めるものとする。

ア) 日常生活の援助

利用者の有する能力に応じて、必要な日常生活動作の援助を行う。

①移動(移乗)の介助

②養護(静養)

③その他必要な介護

イ) 健康(身体状況)のチェック

利用者の血圧測定や全身状態の把握等を行う。

ウ) 機能訓練等

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の維持又は減退を防止する為の訓練及び利用者の心

身の活性化を図る為の訓練等を行う。

- ①運動機能の為の訓練
- ②口腔機能の為の訓練
- ③レクリエーション
- ④行事活動
- ⑤趣味活動
- ⑥地域活動への参加

エ) 食事介助

利用者の有する能力に応じて、必要な食事の介助を行う。

- ①朝食・昼食・夕食又はおやつを提供
- ②食事の準備及び後片付け
- ③食事摂取の介助

オ) 入浴介助

利用者の有する能力に応じて、必要な入浴の介助を行う。

- ①入浴又は清拭
- ②衣服の着脱・身体の清拭・洗髪・洗身の介助

カ) 排泄介助

利用者の有する能力に応じて、適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立に向けた適切な援助も行う。

キ) 送迎支援

利用者の希望により、利用者の自宅と事業所間の送迎を行う。

(4) 訪問サービス

ア) 看護サービス

利用者の居宅を訪問して、利用者に必要な診療の補助及び療養上の世話又は指導を行う。

- ①症状や障害の観察、健康管理
- ②清拭・足浴・洗髪等による清潔の保持
- ③食事の援助、水分・栄養管理
- ④褥瘡（床ずれ）の予防・処置
- ⑤リハビリテーション（機能訓練）
- ⑥ターミナルケア（終末期ケア）
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨医療的処置・管理（在宅酸素療法、人工呼吸器装置、バルンカテーテル、経管栄養、気管切開等）
- ⑩その他主治医の指示による医療処置

イ) 介護サービス

利用者の居宅を訪問して、次の介護サービスを行う。

- ①食事・排泄・入浴・清拭・体位変換等の身体の介護
- ②調理・住居の掃除・生活必需品の買い物等の生活援助
- ③安否確認・見守り

(5) 宿泊サービス

利用者の希望又は状態の観察を有する場合等、利用上必要と考えられる場合に、利用者を事業所に宿泊させ、食事・排泄・入浴等の介護及び日常生活上の世話を行う。

(6) 相談・援助等

利用者又はその家族等に対して、日常生活における介護等に関する相談・援助等を行う。

- ①日常生活に関する相談・援助

- ②認知症有病者である利用者の家族に対する相談・助言
- ③福祉用具の利用方法の相談・助言
- ④住宅改修に関する情報の提供
- ⑤医療系サービスの利用についての相談・助言
- ⑥日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等についての相談・助言
- ⑦家族や地域との交流支援
- ⑧その他必要な相談・助言

(居宅サービス計画の作成)

- 第9条 介護支援専門員は、事業のサービス提供開始前に、運営の方針（第2条）の各項目に沿って、居宅サービス計画（以下「サービス計画」という。）を作成する。
- 2 介護支援専門員は、要介護状態の利用者に応じて作成したサービス計画について、利用者及びその家族等に対して、その内容について説明し文書により同意を得た上で、当該サービス計画を利用者に交付する。
 - 3 サービス計画の作成にあたっては、利用者の心身及び家族等の状況等を踏まえ、その解決すべき課題を適切に把握するとともに、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護サービス以外の保健医療サービス及び福祉サービス、地域住民による自発的な活動等の利用も含めて、サービス計画に位置付けるよう努めるものとする。
 - 4 サービス計画の作成後は、実施状況を把握するとともに、必要に応じて柔軟にサービス計画の変更を行う。

(介護計画の作成)

- 第10条 介護支援専門員は、事業のサービス提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況や希望又は家族等の要望及び利用者が置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、通いサービス・訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、援助の目標又は目的を達成する為の具体的な看護及び介護サービス内容を記載した、看護小規模多機能型居宅介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。
- 2 前項の介護計画の内、看護サービスに係る記載については、利用者及び家族の希望・主治医の指示・看護目標及び具体的なサービス内容等を含むものとし、看護職員との密接な連携を図り作成する。
 - 3 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し文書により同意を得た上で、当該介護計画を利用者に交付する。
 - 4 事業者は、主治医との連携を図り、適切な看護・介護サービスを提供する為、作成した介護計画を、主治医に対して定期的に提出するとともに、主治医より指示又は指導があった場合は、必要に応じて介護計画の変更を行う。
 - 5 介護計画の作成にあたっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に介護計画の作成後は、実施状況を把握するとともに、必要に応じて柔軟に介護計画の変更を行う。

(看護小規模多機能型居宅介護記録の作成)

- 第11条 従業者は、提供したサービス内容・訪問を行った日・サービス提供結果・利用者の状態等を記載した、看護小規模多機能型居宅介護記録（以下「事業記録」という。）を作成する。
- 2 事業者は、主治医との連携を図り、適切な事業サービスを提供する為、主治医より申し出があった場合は、前項の事業記録を開示するか、若しくは、事業記録に係る報告書を提出する。
 - 3 事業者は、作成した当該事業記録を管理し、事業サービスの完結の日から5年間保存する。

(利用料等)

第12条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める、指定地域密着型サービスに要する費用の算定に関する基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の支払いを受ける。(以下「厚生労働大臣が定める基準」という。)

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。

3 事業者は、前2項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを、利用者から受ける事ができるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

朝食400円/1食 昼食700円/1食 夕食700円/1食
おやつ100円/1日(提供した場合)

(2) 宿泊に要する費用 3,000円/1泊

(3) おむつに要する費用 実費

(4) 理美容に要する費用 実費

(5) 洗濯に要する費用 200円/1回(洗濯を要した場合)

(6) 電気機器持込に要する費用 50円(税別:1機器1日につき)

(7) 行事や趣味活動等に要する費用 実費

(8) 第13条に規定する通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して、利用者の選択により送迎サービス又は訪問サービスを提供する場合に要する交通費

通常の事業の実施地域を越える通所サービス 500円/1ヵ月

通常の事業の実施地域を越える訪問サービス 500円/1ヵ月

(9) イベント等の付き添い 5,000円/1時間 50,000円/1日 100,000円/宿泊

4 前3項に定める額その他、日常生活において必要となるもので、利用者が負担する事が相当と認められるものについては、その実費額を徴収する。

5 サービス提供の対価として、前各項目により算出した額の支払いを受けた時は、個別の費用毎に記載された領収書を公布する。

6 事業所は、事業の提供開始に際し、予め利用者又はその家族に対し、法定費用ならびにその他の利用料について、事前に料金表を基に説明する。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、滋賀県彦根市立彦根中学校区(高宮・河瀬)とする。

(衛生・環境管理等)

第14条 利用者の使用する事業所内の設備及び備品ならびに食品・飲用水等については、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

2 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。又、これらを防止する為の措置等については、必要に応じて管轄保健所の助言・指導を求めるものとする。

3 事業所内は、空調設備等により、利用者の日常生活に相応しい適温を確保するよう努める。

4 管理者は、従業者に対して、衛生管理や食中毒及び感染症に関する研修を定期的実施し、従業者が必要な知識を習得する為の措置を講じる。

(緊急時等における対応方法)

第15条 事業の提供を行っている際に、利用者の身体に異変や病状の急変等、緊急事態が生じた場合は、看護職員は必要に応じて臨機応急の処置を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求め

る等の必要な措置を講じる一方で、管理者に報告するものとする。この時、主治医への連絡がつかない等困難な場合は、協力医療機関へ連絡又は緊急搬送等の措置を講じる。

- 2 利用者に対する事業サービスの提供により事故が発生した場合は、管理者は、速やかに当該利用者の家族等ならびに必要な応じて、市町村への連絡又は報告を行う。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置等について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防止する為に必要な措置を講じる。
- 4 事業者は、利用者に対する事業サービスの提供により、事業者の責による損害等を利用者に与えた場合は、事業所の取り決め事項に沿って、その損害を賠償する。

(非常災害対策)

第16条 事業者は、非常災害に撓えて、非常災害に関する具体的な計画（防災計画等）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備・避難・救出等の実施対策について万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等に係る責任者を定め、年2回、通報・避難・救出等必要な訓練を行う。

- 2 前項の訓練は、可能な限り消防や地域住民と連携して行えるよう努める。
- 3 管理者は、従業者に対して、火災等の災害発生時に地域の消防機関及び関係機関等へ、速やかに通報・連携する体制を整備し周知徹底を図るものとする。
- 4 非常災害等の発生の際に事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努める。

(苦情処理)

第17条 事業の提供に係る利用者又はその家族等からの苦情等について、迅速且つ適切に対応する為に、苦情相談窓口の設置及び苦情処理の体制ならびに手順の整備を行い、重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する事により、利用者及びその家族等への周知を図る。

- 2 事業者は、受けた苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止する為に必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、提供した事業に係る苦情に対し、次の通り留意し必要な措置を講じる。
 - 1) 利用者及びその家族等への説明
 - 2) 管轄市町村が行う調査等への対応
 - 3) 国民健康保険団体連合会が行う調査等への対応
- 4 事業者は、前項に対して真摯に対応協力し、当該機関等から指導又は指示を受けた場合は、速やかに改善等の必要な措置を講じる。

(情報の公表)

第18条 事業所において提供する事業の内容について、厚生労働省が定める介護サービス情報公表制度に則り、「介護サービス情報公表システム」により公表する。

- 2 前項に定める内容とは、事業所ならびに事業所が提供する事業内容（事業サービス）の情報収集に資するものとし、利用者及びその家族等の個人情報やプライバシーに係る内容は該当しない。

(個人情報の保護)

第19条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供に係る目的のみとし、それ以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて予め利用者又はその代理人の了解を得る。

(人権の擁護及び虐待防止)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止の為、次の措置を講じる。

- (1) 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中において、従業者又は養護者(利用者の家族等、高齢者を現に養護する者)による虐待若しくはその疑いがある事について確認した場合は、速やかに行政ならびに関係機関等と連携し対処する。

(身体拘束)

第21条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束及びその他行動を制限する行為を行わない。

2 緊急やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容・目的・理由・拘束の時間帯及び期間等を記載した説明書にて、利用者の家族等に同意を得るものとし、係る経過観察記録及び拘束解除に向けた検討記録等を整備する。

3 利用者に対し緊急やむを得ず身体拘束を行った場合は、第22条2項に規定する「運営推進会議」に、係る身体拘束の実施状況を報告する。

(地域との連携)

第22条 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力し、地域との積極的な交流に努めるものとする。

2 事業の提供にあたっては、利用者又は利用者の家族・地域住民の代表者・当該サービスに知見を有する者・市職員又は事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センター職員等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、概ね2ヵ月に1回当該会議を開催し、事業の活動状況等を報告するとともに、構成員からの要望や助言等を受け、運営の適正化に努める。

3 前項の報告・評価・要望・助言等については記録を作成し保存するとともに、必要に応じて当該記録を公表する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第23条 安全且つ適切に、質の高い事業サービスを提供する為に、事業者は、事故発生の防止の為の規定を定め、医療・介護事項を防止する為の体制を整備する。

2 事業サービスの提供にあたって、万一事故が発生した場合は、第15条の各項に規定する措置を講じる。

(その他運営に関する事項)

第24条 この規程に定める事項の他、運営に関する事項は、運営推進会議等の助言等を得て、管理者がこれを定める。

(付則)

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年4月1日より施行する。